

大阪府安心こども基金特別対策事業  
認定こども園整備等（文部科学省関係分）補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 府は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、大阪府安心こども基金を活用して行う特別対策事業に要する経費について、予算の定めるところにより、大阪府安心こども基金特別対策事業認定こども園整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び安心こども基金管理運営要領（平成28年6月15日一部改正28文科初第443号文部科学省初等中等教育局長、雇児発0615第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「管理運営要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（交付の対象等）

- 第2条 この補助金の交付の対象となる事業及び対象経費は、管理運営要領別添8及び別添8の2に定めるものとし、補助基準額および補助率は別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

- 第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金交付申請書（様式第1号）を毎年教育長が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 管理運営要領別添8の2の事業の事業者については、前項の申請書に添えて、要件確認申立書（様式第2号）及び暴力団等審査情報（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

- 第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

（補助金の交付の条件等）

- 第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。
- （1） 補助事業者は、補助交付対象としている学校法人等が下記各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業者該当事項届出書（様式第6号）により、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
  - ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
  - エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
  - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (2) 補助事業者は、補助交付対象としている学校法人等が前号に掲げるアからオまでのいずれかに該当している旨の通報があつた場合には、学校法人等に対し、暴力団等審査情報（様式第3号）の提出を求め、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取つた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（実績報告）

- 第7条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第7号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

（補助金の交付）

- 第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全額又は一部を概算払により交付する。
- 2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取つた日以後教育長が指定する日までに、補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（交付額の算定方法）

- 第9条 この補助金の交付額は、次により算定する。なお、別表に定める事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 間接補助事業（補助事業者 市町村）
- ア 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、管理運営要領別添8に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額と別表の補助基準額表に定める事業ごとの基準額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の補助率表の市町村補助率欄に掲げる割合を乗じ、その額に府補助率欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。ただし、市町村が補助した額は、前号により選定された額に別表の補助率表の市町村補助率欄に掲げる割合を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以上でなければならない。

(2) 直接補助事業（事業者 幼稚園設置者）

ア 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、管理運営要領別添8の2に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表の補助基準額表に定める事業ごとに基準額の合計額を算出する。

ウ 事業ごとに、アにより選定された額とイにより算出した合計額とを比較していずれか少ないほうの額に別表の補助率表の補助率欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成28年11月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 別表

(定義)

本補助金交付要綱において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等 (耐震化整備事業を含む)	<p>既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という)においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <p>①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	改築	<p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p> <p>*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備(増改築及び改築)については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p>

## 補助率表

特別対策事業(認定こども園整備等事業)

事業内容	実施主体	間接補助事業		直接補助事業
		市町村補助率	府補助率	府補助率
<p>①認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。</p> <p>(整備対象施設) ・幼保連携型認定こども園の幼稚園 ・幼保連携型の要件を満たす保育所型認定こども園の幼稚園機能部分</p>	市町村	3/4	2/3	—
<p>②幼稚園耐震化促進事業 認定こども園への移行を予定する幼稚園(既に移行した場合を含む)の耐震化の補助を実施する。</p> <p>(整備対象施設) ・幼保連携型認定こども園の幼稚園若しくは移行を予定する幼稚園 ・幼稚園型認定こども園の幼稚園若しくは移行を予定する幼稚園</p>	大阪府	—	—	1/2

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）  
<厚生労働省関係>
- ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第36号）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

- ① 2(2)①の場合  
学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）
- ② 2(2)②の場合  
学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限り。）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人

(5) 事業の実施期限

平成29年3月31日とする。ただし、平成28年度中に施設整備に着手し、平成29年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

2(2)①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

2(2)④の事業

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

(2) 補助率

2(2)①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

2(2)④の事業（「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村）

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

2(2)①～③の事業

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

2(2)④の事業

改修費等補助

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

### 2 (2) ①～③の事業

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。  
 ただし、平成28年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。
- ③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急

整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。
- ⑤ 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、文部科学大臣又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

## 2（2）④の事業

- ① 幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。

## （3）財産処分について

- ① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。



## 幼稚園耐震化促進事業

### 1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための修理、改造を実施する。

#### (2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園へを構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

#### (3) 事業の実施主体

都道府県

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

##### ① 2(2)①の場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人

##### ② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園の設置者である場合に限る）

##### ③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人

##### ④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

(5) 事業の実施期限

平成29年3月31日とする。ただし、平成28年度中に施設整備に着手し、平成29年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

- ① 別表で定める補助基準額表により算出する
- ② 設計料加算として、本体工事費に係る基準額の5%を別途加算
- ③ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ④ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ⑤ 対象幼稚園が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算
- ⑥ 耐震診断費として、1㎡当たり2,100円を別途加算
- ⑦ 財政上の特例措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

(2) 補助率

国1/2、事業者1/2

(3) 補助対象事業（整備区分）

増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（5（1）に定める費用を除く。）（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮施設整備工事費 ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
耐震診断費	事業の対象となる棟に係る耐震診断に要する経費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。

② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、平成28年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

## 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。

### 1. 認定こども園整備等事業

#### (1) 認定こども園整備事業

##### ① 認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合

<本體工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	90,400	豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	99,400	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	95,100		104,700	
定員31～40名	109,000		119,900	
定員41～70名	125,300		137,900	
定員71～100名	164,700		181,300	
定員101～130名	197,200		217,000	
定員131～160名	229,700		252,700	
定員161～190名	259,900		286,000	
定員191～220名	290,100		319,200	
定員221～250名	320,300		352,400	
定員251名以上	352,900		388,200	
特殊附帯工事	14,410			
創設時における放課後 児童クラブの併設	14,410			
設計料加算	本體工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、別紙のとおりとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,903	2,094	3,389	3,728
定員21～30名	2,158	2,374	4,137	4,550
定員31～40名	2,878	3,166	5,015	5,516
定員41～70名	3,621	3,984	6,965	7,661
定員71～100名	5,107	5,618	10,447	11,492
定員101～130名	6,128	6,742	12,537	13,791
定員131～160名	7,661	8,427	15,672	17,239
定員161～190名	9,193	10,114	17,135	18,849
定員191～220名	10,726	11,798	19,990	21,989
定員221～250名	12,258	13,484	22,847	25,131
定員251名以上	13,791	15,171	25,702	28,274

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合

< 本体工事 >

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	63,400
定員21～30名	66,500
定員31～40名	76,200
定員41～70名	87,700
定員71～100名	115,300
定員101～130名	138,100
定員131～160名	160,900
定員161～190名	181,900
定員191～220名	203,100
定員221～250名	224,200
定員251名以上	247,000

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

< 解体撤去工事、仮施設整備工事 >

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,332	2,372
定員21～30名	1,511	2,896
定員31～40名	2,014	3,510
定員41～70名	2,535	4,875
定員71～100名	3,574	7,313
定員101～130名	4,289	8,776
定員131～160名	5,362	10,969
定員161～190名	6,436	11,993
定員191～220名	7,509	13,983
定員221～250名	8,581	15,992
定員251名以上	9,654	17,991

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

(2)幼稚園耐震化促進事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	90,400	豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	99,400	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	95,100		104,700	
定員31～40名	109,000		119,900	
定員41～70名	125,300		137,900	
定員71～100名	164,700		181,300	
定員101～130名	197,200		217,000	
定員131～160名	229,700		252,700	
定員161～190名	259,900		286,000	
定員191～220名	290,100		319,200	
定員221～250名	320,300		352,400	
定員251名以上	352,900		388,200	
特殊 附帯 工事	14,410			
設計料加算	本体工事に係る基準額の5%			
耐震診断費	1㎡あたり2,100円			

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※特殊附帯工事の対象事業については、別紙のとおりとする。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,903	2,094	3,389	3,728
定員21～30名	2,158	2,374	4,137	4,550
定員31～40名	2,878	3,166	5,015	5,516
定員41～70名	3,621	3,984	6,965	7,661
定員71～100名	5,107	5,618	10,447	11,492
定員101～130名	6,128	6,742	12,537	13,791
定員131～160名	7,661	8,427	15,672	17,239
定員161～190名	9,193	10,114	17,135	18,849
定員191～220名	10,726	11,798	19,990	21,989
定員221～250名	12,258	13,484	22,847	25,131
定員251名以上	13,791	15,171	25,702	28,274

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

## 補助基準額表(別紙) 特殊附帯工事の対象事業

### (1)資源有効活用整備

#### ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

#### イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### ① 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

##### ② 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

##### ③ ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

##### ④ その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

### (2)屋外教育環境整備

#### ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

#### イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

#### ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成28年11月1日28文科初第1025号)別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。